

河川環境の整備・保全に関する政策レビュー委員会  
第1回自然部会

議 事 要 旨

日 時：2007年6月22日（金） 9:30～12:00

場 所：国土交通省会議室（合同庁舎3号館10階 共用会議室A）

1. 検討スケジュールと評価の流れについて

事務局より検討スケジュールと評価の流れを説明し、了承を得た。

2. 各施策の評価について

事務局より、生物の生息・生育・繁殖環境及び河川景観の保全と整備に係る各施策について、実施状況、効果、実施手法・手続き等の評価について説明した。

3. 総合的な視点・アプローチの必要性について

- ・個別の施策については、着実に進歩してきており、課題も適切に把握されているが、空間的に限定された個別施策の取組みだけで自然環境の保全や健全化ができるだろうかという問題がある。総合的な視点・アプローチが必要ではないか。今後の方向性としてそれをうたって欲しい。
- ・総合的なアプローチを行なうなかで、多様な目的に寄与する施策や広い空間を対象とする様な施策が必要ではないか。欧米などで進められているウェットランドの再生は、治水上あるいは利水上の効果が大きく、それがまた自然環境の修復にも寄与している。
- ・広い空間で考えるとと言っても、何が広いのが良くわからない。（流域やセグメント、リーチといった）スケールの議論をきちんと取り入れて捉えていくことが必要である。
- ・河川の生態系は攪乱で特徴づけられ、生物の個体群もダイナミックなものである。局所個体群に関しては、短期的に新生・消失しているが、ある広い空間で見ると、確実に新しい局所個体群ができるため、メタ個体群としては維持されるというあり方をしている。そのため、今あるところを囲っておいても有効ではなく、メタ個体群が維持される様な空間となっているかという視点が重要である。
- ・グラウンド等が多くなり、新しい個体群が成立できる基盤環境の連続性が保障されていない。そのための空間をとる場合でも、配置や必要な面積まで考える必要がある。

4. 評価の視点について

- ・個別の施策の評価は行っているが、それらが全体として一つの大きな目的をどのように支えているかという視点での評価ができていない。
- ・小分類と大分類のくくり方を考え直した方が良いかもしれない。  
(事務局)確かに従来は個々の局面で課題を解決すべくやってきたというのが実態である。個々の成果と課題をもとに全体として見ることによって抜けていた部分も浮き彫りになるのではないかと考えている。
- ・個別の施策が全体の目的に対してどのように貢献したかという評価を行うとともに、それとは逆に、ひとつひとつの施策が総合的な観点からどこを支えたかという評価もして欲しい。すなわち、目標から事業が生じたという流れと、施策がいろいろ貢献しているという流れと、その両方で評価するとわかりやすい。

5. 評価の手法について

- ・ある1つの流域を決めて、そこで行われている施策が全体の1つの流域の環境施策としてどうきいたかという評価の仕方をすると良い。
- ・すでにレビューが終った施策も含めて、施策全体の評価をきちんとしておくと計画論にも反映する

ことができる。そのためには、具体的な流域を取り上げて、この流域では全体としてうまく行っている、この流域では十分効果が得られなかったという評価をすると良い。それによって個別の施策がうまく組み合わせられることで政策を推し進めることができるといったレビューができるのではないかな。

- ・評価のためのデータがとられていないものが多い。データから評価できないものは既存の研究成果から期待できる機能を整理すれば良いのではないかな。
- ・事業と効果を1対1に結ぶのではなく、生態的な要素をマトリクス的に整理して、それぞれの施策がどのようなことに効果があるかという整理をすると良いのではないかな。マトリクスは経験のある生態学者に聞いて埋めていけばどうか。

(事務局)個々の施策が生き物のある側面に対してどう貢献し得るのかという整理をする。また、個々の施策が大きな目的に対してどう貢献したかは、具体の流域で事例的に整理してみたい。

- ・施策を実施したためにかえって何かが悪くなったかというようなネガティブインパクトのチェックも必要ではないかな。

(事務局)現在あげている課題もネガティブな部分から抽出されたものであるが、再整理したい。

## 6. 河川整備計画における環境の評価について

- ・従来の施策は対症的であったので、根治治療が必要だということである。それを、河川整備計画のなかにどう反映させるかという考え方がわかりやすいのではないかな。
- ・河川整備計画を策定する際に、環境については理念もなくばらばらに扱われている。治水・利水との関係についても深く分析した上で、環境についての方針をしっかりと決めることが必要である。

## 7. モニタリングの重要性について

- ・メタ個体群がキーワードである。流域全体を見て、ソースになるようなところをしっかりと残すことが必要である。いままでの施策にはスペース・フォー・リバーという発想、すなわち事業をしないで、川が自然をつくるための場所を残すという発想がない。その原因の一つとして、事業はあるがモニタリングが十分でない。モニタリングを活用してそれを施策にどう反映させるかのプロセスが欠けている。
- ・どこがシンクでどこがソースかがわかっていないと言う点で研究者側の反省もある。
- ・問題点は指摘できても、改良の具体的な数値を提示できていないというのは事実だろう。

## 8. 予測と評価について

- ・予測と評価のための科学的な研究の推進が必要であるということが繰り返し言われているが、もう一歩進めるためには、各施策でクリティカルなラインを示しておいて、それに至ったら事業を見直すというようなやり方も良いのではないかな。
- ・アメリカでは、無理矢理にでもリファレンスを立てて評価しようとしている。そういうリファレンスを持つ努力も必要ではないかな。
- ・それが欠けているのは事実だが、このレビューは環境が劣化したものを事業によって良い方向に向けたかどうかを評価するという段階であり、現在ある自然をどれだけ残すのかということは、まだ先の段階なのであるから、そこまで問いつめるのは難しい。ここではむしろ悪くなったところがリファレンスになるのではないかな。

## 9. 合意形成について

- ・合意形成については、意見の相違を前提として結論を導くための方法論を組み立てるべきである。

## 10. 補助河川の評価について

- ・直轄河川と都道府県管理の河川との落差が大きくなっていくのではないかと懸念される。環境問題

についても、そういう補助河川にもどうコミットしていくかを考えて欲しい。

(事務局) 資料やデータの関係で直轄が中心にならざるを得ない部分もあるが、評価対象は補助河川も含めているので、是非ご議論いただきたい。

#### 11. 樹林帯制度について

- ・ 樹林帯制度は生き物の多様な生息空間といいつつ、川沿いの樹林は扱わず、堤内側の樹林帯であり、そもそもの目的とギャップを感じる。目的が川の生物の多様な生息空間というならば、川沿いの森林の管理も含めて議論していかななくてはいけないのではないかな。

(事務局) 今回は河川法にもとづく樹林帯制度を評価対象にしているのですが、そういうことになっている。川沿いの河畔林を樹林帯と位置づけることは河川法改正以前からできることであったが、ご指摘のとおり十分に出来ていないのも事実である。

- ・ 樹林帯制度は河川の外まで対象にできたという点で非常に良いことである。ダムの場合は周辺流域の森林管理という点でも重要である。川と樹林帯の関連性やダム湖と周辺の樹林帯の機能を評価し、PRすることが必要である。

#### 12. PRについて

- ・ 発電ガイドラインなど実績もあがっているし、効果も大きいのに、流域の人にあまり知られていない。もっとPRをすべきである。

以上